

生駒市規則第 17 号

生駒市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

生駒市長 山下 真

生駒市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市墓地等の経営の許可等に関する規則（平成 14 年 3 月生駒市規則第 7 号）の一部を次のように改める。

第 1 条中「奈良県事務処理の特例に関する条例（平成 12 年奈良県条例第 34 号）の規定により本市が処理することとされた」を削る。

第 18 条を第 21 条とし、第 17 条を第 20 条とする。

第 16 条中「様式第 7 号」を「様式第 8 号」に改め、同条を第 17 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（工事完了の届出）

第 18 条 墓地等の経営者は、墓地等の工事が完了したときは、墓地等工事完了届（様式第 9 号）に、工事完了時の現場写真を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、当該墓地等が、検査の結果、法及びこの規則の規定に適合していると認めたときは、墓地等の経営者に対して墓地等工事検査済証を交付するものとする。

3 墓地等の経営者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該墓地等を使用し、又は使用させないよう配慮しなければならない。

（変更の届出）

第 19 条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、墓地等変

更届（様式第10号）に、その事実を証する書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 墓地等の名称
- (3) 墓地にあっては墳墓区画数、納骨堂にあっては納骨区画数、火葬場にあつては付属施設

第15条の次に次の1条を加える。

（工事着手の届出）

第16条 墓地等の経営者は、墓地等の工事に着手したときは、墓地等工事着手届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

様式第7号中「第16条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を様式第8号とし、様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第16条関係）

墓地等工事着手届

年 月 日

生駒市長 殿

届出者 住 所

氏 名



電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

墓地（納骨堂・火葬場）の工事に着手したので、生駒市墓地等の経営の許可等に関する規則第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

名	称	
所	在	地
経営（変更）許可年月日 及び許可番号		
工事着手年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日
工事施工者	住 所	
	氏 名	

様式に次の2様式を加える。

様式第9号（第18条関係）

墓地等工事完了届

年 月 日

生駒市長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

墓地（納骨堂・火葬場）の工事を完了したので、生駒市墓地等の経営の許可等に関する規則第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
経営（変更）許可年月日 及び許可番号	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日

（添付書類）工事完了時の現場写真

様式第10号（第19条関係）

墓地等変更届

年 月 日

生駒市長 殿

届出者 住 所

氏 名



電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

墓地（納骨堂・火葬場）に係る事項を変更したので、生駒市墓地等の経営の許可等に関する規則第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称			
所 在 地			
経営（変更）許可年月日 及び許可番号			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由			
変 更 年 月 日	年 月 日		

（添付書類）変更の事実を証する書類及び図面

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。